## 委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月7日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○知事	市区町村長等
2. 都道府県名	長崎県	
3. 市区町村名	長崎市	
4. 届出番号	11	
5. 独自利用事務の事例番 号	108-0	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/193010/193012/p025919.html	

執行機関名 長崎市長

その他の事務

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立 支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務 省令で定めるもの	児童の補聴器の購入費の助成に関する事務であつて市長が別に定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第24号) 別表第2市長の項第13号 児童の補聴器の購入費の助成に関する事務であつて市長が別に定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第1条	長崎市軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助金交付要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る	第1条 この要綱は、身体障害者手帳(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15 条に規定するものをいう。以下同じ。)の交付対象とならない <u>軽度・中等度の聴覚障害のある</u> <u>児童</u> (以下「難聴児」という。)に対し、補聴器の装用による聴力の向上及び言語の習得を支援し、難聴児の <u>健やかな成長</u> に資するため、長崎市軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		長崎市軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助金交付要綱